

自然環境と地域資源を活かした

笑顔いっぱい 快適な 活力ある

伊良湖地区 まちづくり推進計画書



平成 29 年 5 月策定・令和 5 年 5 月改訂
伊良湖地区コミュニティ協議会

目 次

序 章 はじめに

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | コミュニティ協議会長あいさつ | 1 |
| 2 | まちづくり推進計画と改訂の目的 | 2 |

第1章 地区概要

- | | | |
|-----|--------------------------|---|
| 第1項 | 地区の現状（位置、面積、人口・世帯数、地区運営） | 4 |
| 第2項 | 構成地区の現状（地区構成地区の概況） | 6 |
| 第3項 | 地区等のまちづくり経過等（事業、歴史等の概要） | 8 |

第2章 現況・課題等

- | | | |
|-----|----------------|----|
| 第1項 | 地域課題・長所・資源・現況図 | 15 |
| 第2項 | 土地利用計画・整備計画 | 22 |

第3章 将来像等

- | | | |
|-----|----------------|----|
| 第1項 | 地域コミュニティ活動の必要性 | 25 |
| 第2項 | 地区の将来像 | 26 |
| 第3項 | まちづくりの方針 | 27 |

第4章 主要施策

- | | | |
|-----|------------|----|
| 第1項 | 施策の展開 | 30 |
| 第2項 | まちづくりの主要施策 | 31 |
| 第3項 | まちづくり計画図 | 36 |

第5章 推進体制

- | | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1項 | 推進体制（推進組織、目指す推進体制等） | 37 |
|-----|---------------------|----|

資料編 計画策定組織・経過

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 計画改訂の組織 | 39 |
| 2 | 計画改訂の経過 | 39 |

序章

はじめに

1 コミュニティ協議会長あいさつ

平成 27 年 4 月 1 日に旧伊良湖小学校、旧堀切小学校、旧和地小学校が合併し、旧和地小学校が伊良湖岬小学校となりました。それにより、平成 28 年 4 月 1 日から伊良湖小学校区の名称を新たに伊良湖地区と呼んでいます。

伊良湖地区は田原市の最西端に位置し、施設園芸が盛んな農業と、昔から風光明媚な伊良湖岬があることから観光業が主な産業となります。また、地区に住む方のほとんどは、子供のときから住んでいるため、地域の人たちのことは、みんなよく知っているため、協力を得やすい地域となっています。

東日本大震災発生以後、人と人との絆、そして隣近所・地域の住民同士の協力や助け合いの大切さをあらためて感じました。伊良湖地区にもいつ、同じ規模の震災が起こるとも限りません。このことを教訓にまちづくりを考えていく必要があります。また、地区の少子化が課題として考えられます。今後を担う子供たちを地域の中でどのように育てていくか、今後の方向性を検討する必要があります。

平成 18 年度に初めて校区まちづくり推進計画が策定され、平成 28 年度には、次の 10 年を見据えた新たな道標となる、第 2 次伊良湖地区まちづくり推進計画が策定されました。今回は、第 2 次伊良湖地区まちづくり推進計画の現状・課題、主要施策等について、校区コミュニティ協議会役員を中心に現状を踏まえた再確認を行い、その一部を改訂しました。

このまちづくり推進計画は、地域の課題などを地域全体で共有し、地域で何ができるかを考え、持続して行っていくことが、今後の住み良いまちづくりに繋がっていくと思います。

最後に、改訂に取り組んでいただきました、伊良湖地区まちづくり推進計画改訂メンバーの皆さんに、深甚なる感謝を申し上げます。また、地域のみなさまの協力により、すばらしいまちづくりを期待しています。

令和 5 年 5 月

伊良湖地区コミュニティ協議会長 小久保 順一



2 まちづくり推進計画と改訂の目的

■地区まちづくり推進計画

まちづくり推進計画は、地域主体のまちづくりを計画的に推進するため、地域の現状・課題と10年後の地域の将来像・主要施策をまとめた計画で、第1期の計画は平成18年度に市内の全校区一斉に策定されました。現計画は平成28年度に策定された第2期の計画です。

計画策定の意義は、毎年度、役員交替が多く見られる地域コミュニティ組織において、地域の課題や活動目標を正確に引き継ぎ、長期展望による継続的な地域づくりの「活動指針」として活用する点にあります。

市に対しても、計画の目標や主要施策等の内容・進捗状況について、地域懇談会やまちづくりアドバイザーを通じて伝達し、地域が“どんなことを目標として、何を求めているか”明確にし、そのための必要な行政施策を求めて行く上でも有効な方法となっています。



■計画改訂の目的

計画策定から5年が経過するタイミングで、様々な状況変化が生じていることを踏まえ、これまでの活動成果や未着手の活動などを点検し、今後の主要施策等の要否や新規施策の必要性を検討しながら、その有効性を向上させるために、令和4年度に全コミュニティ協議会一斉に一部改訂することとなりました。

改訂作業は、各校区(地区)コミュニティ協議会において、現計画の内容を尊重しつつ、修正・見直しを行い、当初計画同様に、以下の点に留意し、地区の住民・団体等が自らの地域を見直し、地域のあり方を再確認し、地域活動の充実を図るための方法書として活用されることを想定しています。

伊良湖地区まちづくり推進計画の改訂には、以下の点に留意し、検討を行いました。

ア) この計画は、地域が主体となって作り上げる“地域のための計画”です。

イ) この計画は、地域の発展を目的とし、法令及び市の基本方針に反しない必要があります。但し、長期展望の中で、現行の土地利用計画等の転換を想定した将来構想を否定するものではありません。

ウ) この計画は、将来像の実現施策には、「地域が自ら取り組むこと」「地域ではできないために市や国・県に望むこと」がありますが、「個人・地域が主体的に取り組むこと」を中心に検討しています。

エ) この計画の主要施策等に、市が実施する施策整備等を掲載する場合も、市の事業が総合計画等方針に基づき進められることを理解し、これにより直接的に市に実施義務が生ずるものではありません。

■改訂計画の決議・引継ぎ等

この改訂計画は、令和5年3月に原案を作成し、令和5年5月の地区コミュニティ協議会において決定しました。

今後、毎年度の地区コミュニティ協議会総会において、この計画の概要・進捗状況を報告するとともに、可能な限り当年度の主要施策に盛り込みながら実現を図って行きます。



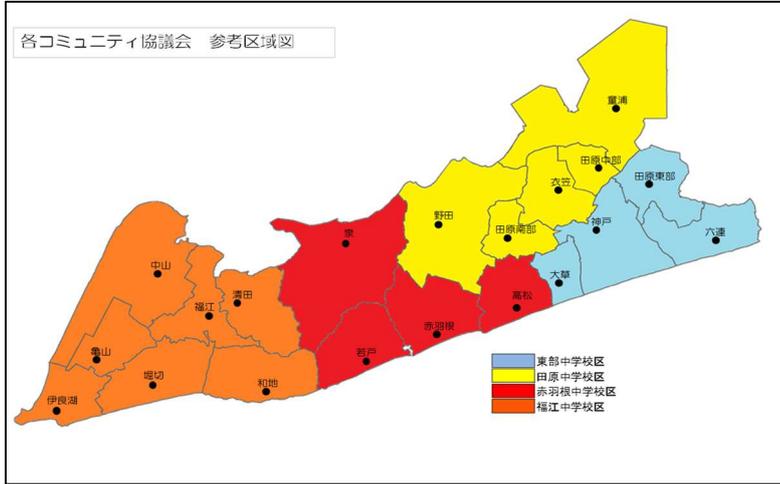
右手にスコップ 左手に缶ビールで まちづくり
そして人づくり

第1章

地区コミュニティ協議会概要

第1項 地区コミュニティ協議会の現状

1 位置、面積、人口・世帯数

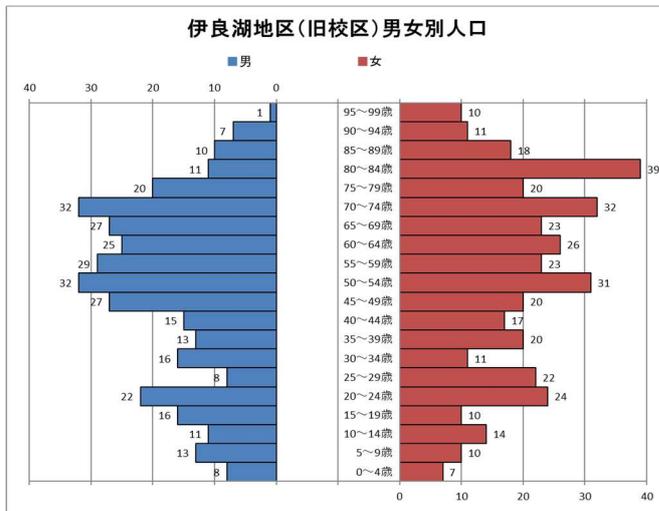


伊良湖地区コミュニティ協議会は、渥美半島の先端に位置し、三方を風光明媚な太平洋、伊勢湾、三河湾に囲まれています。

歴史・文化においては、万葉集に詠われた恋路ヶ浜や日出の石門などの景勝地、東大寺瓦古窯跡や芭蕉の句碑などの史跡があります。

産業は施設園芸を中心とした農業と観光中心の面積 5.74k m²、人口 731 人、世帯数 251 世帯（令和 4 年 9 月末現在の住民基本台帳人口）という市内で最も小さなコミュニティ協議会となっています。

地域住民のつながりも深く、連帯感のある生活しやすい静かな土地柄である一方、未婚化や晩婚化などによる少子化や若者の転出による若年人口の減少、高齢者の一人暮らし世帯の増加（25 世帯）を始めとした高齢者の増加により、地域の行事や運営などにも支障をきたす恐れもあり、地域の活力を生み出していくためには、お互いが助け合おうという地域力や地域内の良さを再発見し、行動していこうとする一人ひとりの姿勢が一層重要となっています。



資料：令和 4 年 9 月末 住民基本台帳人口による。



資料：国勢調査結果による。

また、集落や農地と海岸の間の森林のほとんどが保安林に指定され、潮害防備の重要な役割を担っていますが、それらの荒廃が進んでいます。

一方、農地は、豊川用水通水当時の古い耕地整理で形成された狭い農地が中心で、傾斜地や低地であるため、排水不良などの問題を抱えるとともに、後継者不足や農業離れなどにより、農業経営上の問題や 15.98ha に及ぶ荒廃農地の問題を抱えています。

また、観光においては、自然環境には恵まれているものの、観光客も年々減少傾向にあり、経営上の問題や、歴史・伝統・文化やまつり、海、食、港、市場などの地域資源が活用できていないことや観光業者間の連携などの問題を抱えています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、三方を海に囲まれたこの地区では、津波災害への対応が急務となっています。

2 地区コミュニティ協議会運営

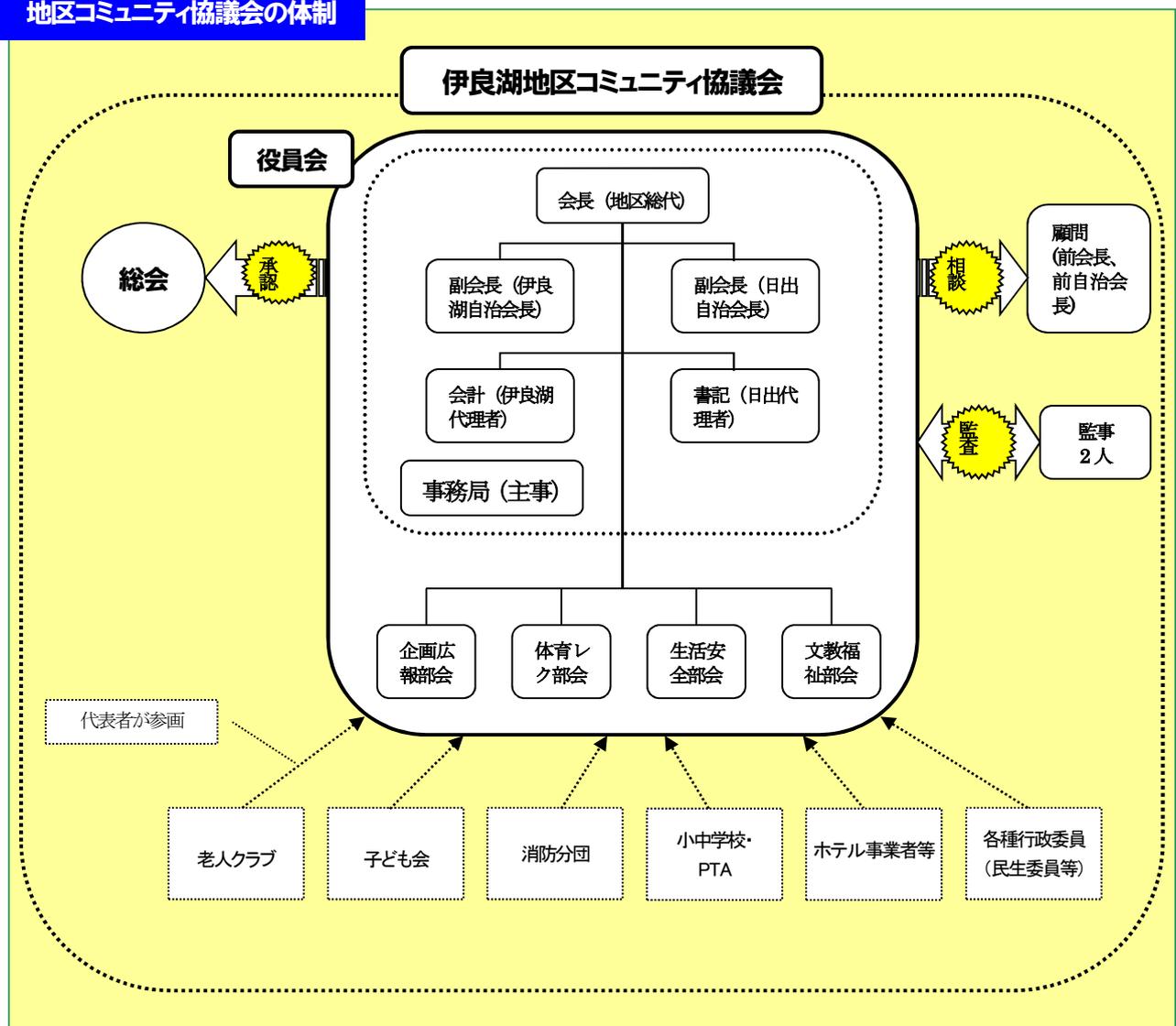
地域組織としての自治会を中心に活動してきましたが、平成17年10月の合併時から校区総代制を導入し、校区運営の組織体制として、校区コミュニティ協議会をスタートさせています。小学校の統合の関係で、平成28年度から伊良湖“地区”コミュニティ協議会と名称を改めました。

コミュニティ協議会では、住民と活動者が相互信頼と連帯意識を高め、“自然環境と地域資源を活かした笑顔いっぱい快適な活力ある地区”を目指した活動を展開しています。

この協議会は、伊良湖自治会、日出自治会に加えて、老人クラブ、子供会、消防団、各種行政委員、小中学校PTA、地区内ホテル事業者などで構成し、それぞれの団体等から選出された委員14名が役員（会長は地区総代、副会長2名と会計・書記は伊良湖・日出の両自治会長・代理者）の指揮の下、企画広報部会、体育・レク部会、生活安全部会、文教福祉部会の4つの専門部会に分かれて活動しています。

平成18年度からスタートしたコミュニティ協議会の活動は、市民館まつり、敬老会、独居老人食事会、親子ふれあい活動（地引網）、ソフトボール・ソフトバレー等のスポーツ大会、緑化活動（松植樹）、青少年健全育成活動などを実施し、地区内の連帯感づくり、助け合いのきっかけづくりとなっています。

地区コミュニティ協議会の体制



第2項 構成地区の現状

1 構成地区の概況（人口・世帯、運営の特徴等）

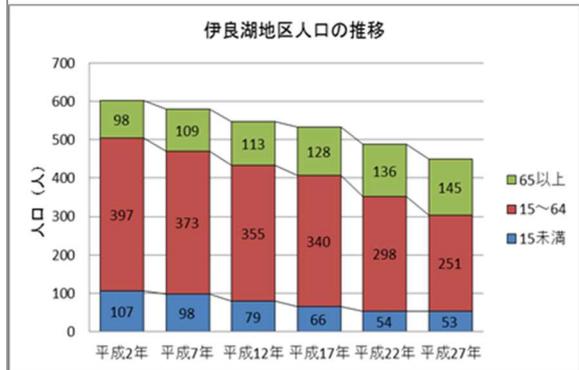
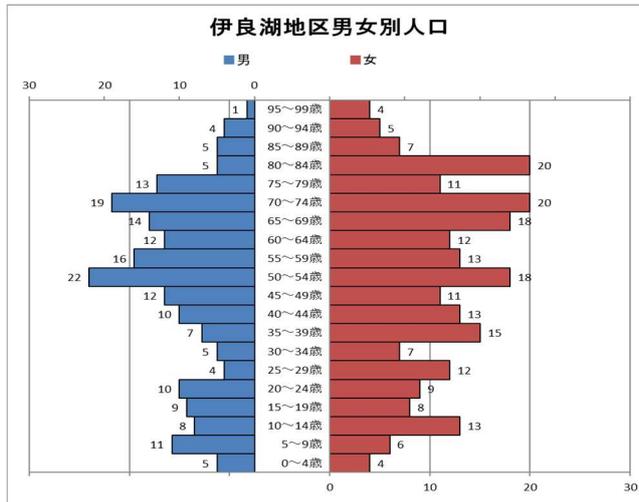
(1) 伊良湖地区

伊良湖地区は、人口418人、世帯数134世帯で、渥美半島の先端、三河湾側に位置し、国道259号沿いに集落が形成されています。この地区は、ほぼ全域が国定公園に指定されており、風光明媚で知られ名所旧跡が多く、恋路ヶ浜、伊良湖岬灯台、万葉の歌碑、芭蕉の句碑、磯丸銅像公園などがあります。観光施設等は、伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部や伊良湖リゾート&コンベンションホテル（旧伊良湖シーパーク&スパ）、伊良湖海水浴場などがあります。また、海の玄関口の伊良湖港には、伊良湖クリスタルポルト、宿泊施設、伊良湖魚市場などがあり、伊勢湾フェリーや観光船が就航しています。

産業は農業、観光業、漁業が主で、農用地は集落の東側にあり、園芸施設栽培が盛んで、花卉、トマト、メロン等が栽培されています。観光は、夏の海水浴やトライアスロン大会、冬の菜の花まつり等年間を通じて観光客が多く訪れています。

地区の課題としては、下水道が未整備で生活環境や観光産業にも悪影響を与えており早期の事業実施が求められています。また、廃園となった旧伊良湖保育園跡地や、国道259号の歩道設置、伊良湖港周辺の観光地の整備があります。

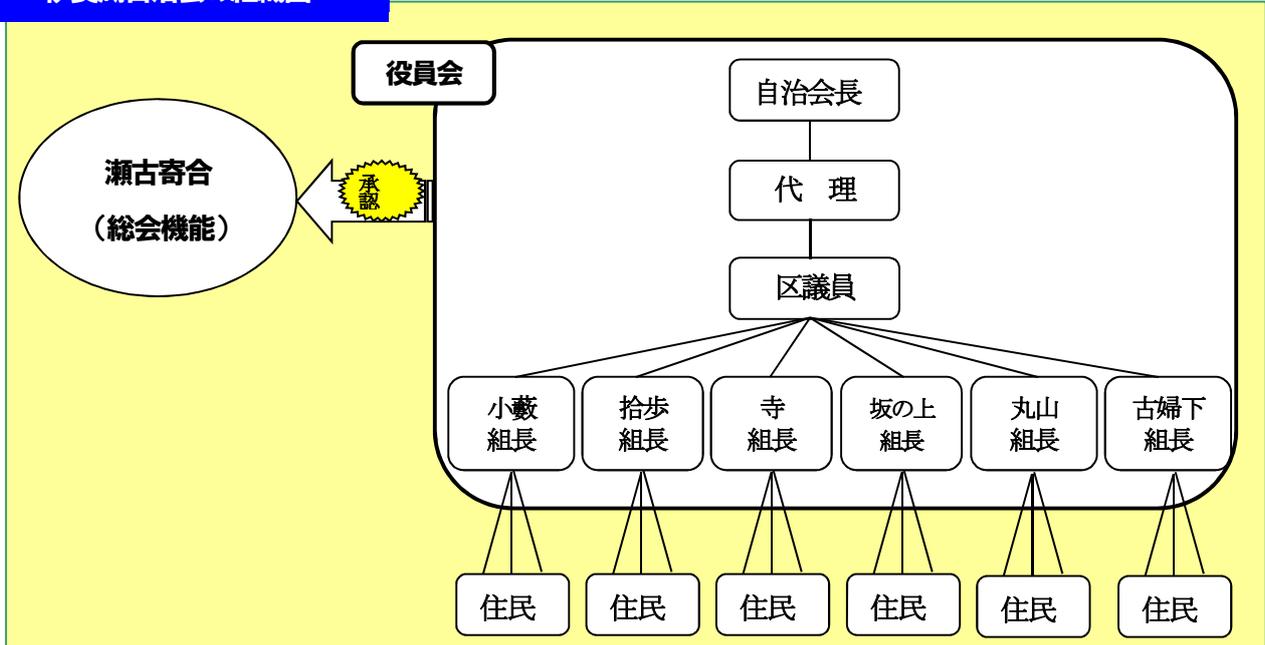
この地区は、古くからの農村集落と観光地が混在している地域で、両地域の連携が課題となっています。また、地区の財産については、地縁団体を設立していないため、管理について課題となっています。



資料：令和4年9月末 住民基本台帳人口による。

資料：国勢調査結果による。

伊良湖自治会の組織図



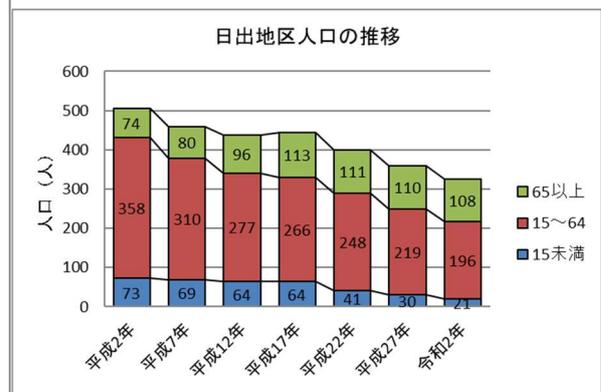
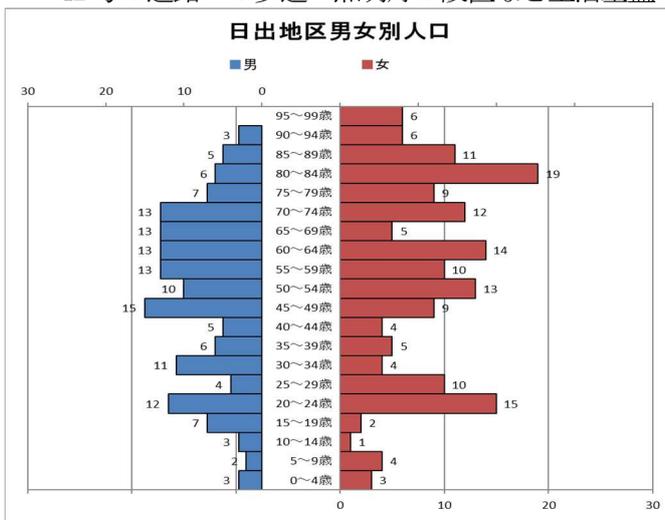
(2) 日出地区

日出地区は人口 313 名、世帯数 117 世帯で、渥美半島の先端、太平洋側に位置し、国道 42 号が通過しており、集落はその北側に形成されています。日出地区全域が国定公園に指定されており、日出の石門は景勝地として有名で、日出園地から恋路ヶ浜や片浜十三里が眺望できます。また、椰子の実の詩碑と作曲記念碑はここにあり、多くの観光客が訪れています。

産業は農業と観光業が主で、農用地は集落の東側にあり、園芸施設栽培が盛んでメロンやトマト、花卉等が栽培されています。昭和 43 年オープンした伊良湖オーシャンリゾート(旧伊良湖ビューホテル)は住民のランドマーク的存在となっています。閉園した旧伊良湖フラワーパーク跡地は、冬から春にかけて菜の花畑、夏はひまわり畑として活用され、多くの観光客が訪れています。

また、地区が保有する財産を保全するため、日出自治会は平成 17 年 3 月に地縁団体(田原市長認可)に移行しました。

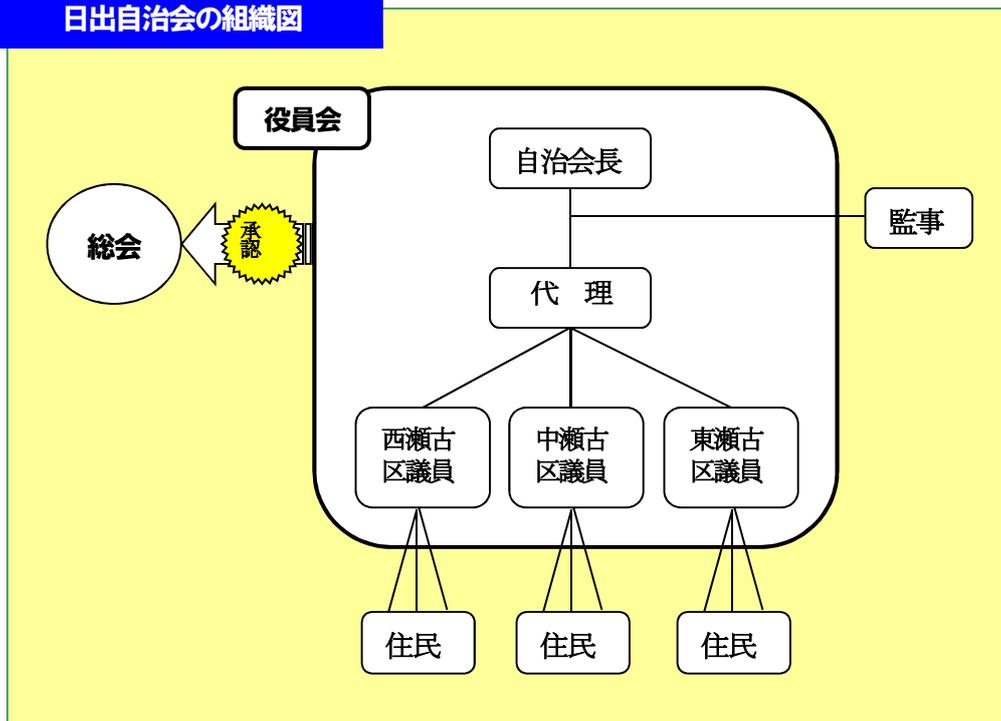
地区の課題としては、砂浜の浸食が進んでいる表浜海岸の養浜、日出農村公園の地権者と整備、国道 42 号の道路への歩道・照明灯の設置など生活基盤の充実が挙げられます。



資料：令和 4 年 12 月末 住民基本台帳人口による。

資料：国勢調査結果による。

日出自治会の組織図



第3項 構成地区等のまちづくり経過等

1 構成地区の歴史概要

■ 地区のむかし

伊良湖地区は、渥美半島の最南端にあって、南は太平洋、西は伊良湖水道を経て伊勢湾、北は三河湾に囲まれており、黒潮の影響を受け、冬も温暖な常春の地として知られています。

この地に人々は、古代から住み続け、より快適な生活を求めて、自然に対してさまざまな働きかけを行ってきました。

特に伊良湖岬は、万葉の時代より歌枕として詠われるほどの名勝地であり、多種多様な文化が海を渡って、いち早く伝播する先進地でした。



■ 江戸時代から明治

江戸時代の伊良湖村は、天領小坂井代官所支配、鳥羽藩領、(この間8ヶ月天領)、天領赤坂(駿河)代官所支配、相良藩領、大多喜藩領、天領赤坂(島田・中泉)代官所支配と変遷して明治に至っています。

当時は半農半漁村で、集落は現在の田原市伊良湖町宮下一帯にありました。(明治39年現在地に全戸移転) 村内の半島の先端部にある岩礁海岸のほか、恋路ヶ浜や伊勢湾岸に砂浜があり、地引網の最適な地でした。

伊良湖村を訪れたことのある渡辺華山は『参海雑誌』に「人住む家ハ明神の山下にありて・・・里人ハ牛をやしなひて田圃に事あるも乗りて往来するなり・・・」と記しています。

また、明治初年の家数は、80戸ほどの村でした。

慶応4年4月三河裁判所、同6月三河県、翌明治2年静岡藩、同4年7月静岡県、同年11月額田県の管轄となりました。

一方、江戸時代の日出村は、天領小坂井代官所支配から元和元年には旗本間宮之等の知行となり、元和5年に旗本戸田氏、後の大垣新田藩戸田氏の領地となり、畠村陣屋の支配下にあつて明治に至っています。

明治元年の家数は、72戸ほどの村でした。

日出村の人々は、江戸時代に入る少し前の文禄3年に全戸をあげて引越しをした記録が残っています。

それは、台風のような大風で、日出村は土地を失い、壊滅的な状態となったため、荒れてはいたが残った畑を3町歩、伊良湖村の人たちに預けて、遠州豊田郡掛塚(現在の磐田市掛塚)へ引越し、漁業を生業としていましたが、同5年には再び元の日出村へ戻ってきたと伝えられています。全戸をあげて移転した理由や、再びこの地に戻った確固たる理由についての詳細は分かりませんが、この件について磐田市の教育委員会に尋ねると、日出集落の移転についての資料は見つからず、古老の方に伺っても言い伝えはなく、近世初期の絵図からも確認できない状況ですが、日出の方の中には「3軒くらいそのままそこに残ったそうだ」という人もいます。

また、幕末風雲急な時代には、海防のための重要な施設があり、『神宮御警衛之為、三河国渥美郡伊良湖崎日出村砲台造築之儀御達並御請書』という記録と砲台場の図面が残存しています。

明治21年10月野村藩(旧大垣新田藩)知事の管下となり、同年7月野村県、同年11月額田県の管轄となりました。

日出の集落は、山内藤雄氏の『渥美町のむかし探訪』によれば、南北朝の時代に発生し、それまでは伊良湖集落から分かれた村であったようです。

こうした経緯から考えると、今までのように1つの小学校区を構成していたことは全く自然なことで、日出町と伊良湖町は、昔から足並みを揃えて歩んできたことが伺えます。

明治22年には日出、伊良湖、堀切、小塩津の4村が合併し伊良湖村となり、その一部となりました。明治23年には堀切、小塩津が堀切村として分離し、明治39年には伊良湖岬村の一部となりました。



■ 伊良湖射場と伊良湖集落の移転

伊良湖村は、明治38年陸軍試験場用地の拡大に伴い全集落112戸が移住しました。

伊良湖射場は、正式名称を陸軍技術研究所伊良湖試験場といい、大砲の実射による試験場で、陸軍の使用する大砲や弾薬のほとんどがここで試験検査を受けて実際の戦地へと配備されました。

明治34年陸軍によって小中山町から西山町が試験場用地となり、明治38年にはその用地拡大により西山町及び伊良湖町は、再び接収（買収）されることとなりました。

これにより伊良湖集落は、現在地に移転することとなりました。



伊良湖村大字伊良湖へ移来半島ノ西南端ニ在リ渡合海峡ヲ距テ、神島ニ對シテ伊勢海及ヒ衣浦ノ咽喉ヲ扼シ風景亦雄大絶佳古來著名ノ勝地ナリ明治三十八年九月十七日陸軍用地トシテ敷用命ヲ發セラレ翌三十九年三月十五日日民衆テ現地ニ移住ヲ終レリ而シテ被敷用土地貳百拾町七畝貳拾壹歩價格金九萬七千九百拾圓四拾壹錢移轉戸數壹百拾貳戸人口七百貳拾九人ナリキ爰ニ字民相謀リ紀念碑ヲ建立スルニ際シ其概ヲ録シテ後昆ニ傳フ

明治三十九年十二月

愛知縣美郡長徒六位勲六等市川信順撰

愛知縣知事正四位勲三等深野一二繁額

大島憲太郎書

■ 伊良湖岬灯台と恋路ヶ浜

多年にわたり伊良湖岬の観光のシンボルとして親しまれている伊良湖岬灯台は、昭和4年に初めて点灯され、光度は17,000カンデラで、沖合約23kmまで光が届き、対面する神島灯台とともに海の難所として知られる伊良湖水道の安全を守っています。

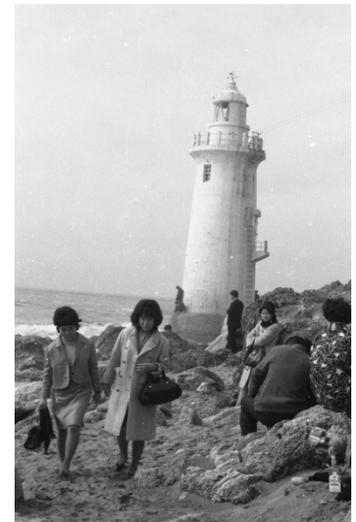
昭和60年頃までは、灯台守が常駐していましたが、平成15年には伊勢湾海上交通センターが開設され、伊良湖水道とその周辺海域の安全が図られています。また、思い出に残る灯台として「日本の灯台50選」に選ばれています。

恋路ヶ浜は、伊良湖岬灯台から日出の石門までの約1km、太平洋の荒波を受けて湾曲する白く美しい砂浜で、伊良湖岬を代表する観光地として毎年多くの人々が訪れています。

江戸時代には、吉田（豊橋）の歌人林織江が、紀行文『伊良古之記』で「恋路か浦にて」と題した歌を詠み、この頃から既にこの浜は「こいじ」と呼ばれていたことが伺えます。

また、明治31年、伊良湖に逗留した日本民族学の父と言われる柳田國男が伊良湖岬を散策の途中、恋路ヶ浜で椰子の実を拾ったことから、それをモチーフにして島崎藤村が抒情詩『椰子の実』を作りました。そして、昭和10年、大中寅二が作曲をし、翌年NHKの国民歌謡として、歌・東海林太郎により全国に放送されました。その後、昭和36年日出園地に島崎藤村の『椰子の実』の詩碑が建てられ、対面するように大中寅二の『椰子の実作曲記念碑』が建てられています。108年前の夏、恋路ヶ浜で見つけた椰子の実は、抒情詩となり、作曲され多くの人々の心を癒してきました。

恋路ヶ浜は、昭和40年代後半、みやげ物店・民宿・レストラン等を兼ねた施設もそろう、観光バスや自家用車で賑わい、伊良湖岬観光地の中心地となりました。現在のような駐車場が整備されたのは昭和53年のことです。



■ 渥美魚市場の建設

渥美魚市場は、昭和41年3月に伊良湖港内に設立されました。伊良湖港は太平洋と伊勢湾の境にあり、知多、三河湾内の島々、三重県の鳥羽などを結ぶフェリーや観光船の発着場であり、避難港にもなっています。昔から日出や伊良湖地区の漁家が利用する漁港でもありましたが、伊良湖近海は魚介類が豊富で、他地域からも多くの漁船が集まってきました。

平成28年度の利用漁業組合は、日間賀、篠島、鳥羽答志島など7組合で1日70~80の船（年間8,000隻）が利用しています。水産業は、昭和50年代以降漁業の衰退が続く現状ですが、消費者の嗜好に敏感な仲買人と、漁業者との接点として重要な役割を果たしています。



■ 伊良湖東大寺瓦窯跡

伊良湖東大寺瓦窯跡（昭和42年国指定史跡）は、昭和43年に完成した豊川用水初立池（ダム）の南斜面にあります。この窯跡は奈良東大寺の鎌倉期の再興にあたり、その瓦を焼成したところです。治承4年に焼失した東大寺は、建久6年に大仏殿が、その後いくつもの建物が復興されました。この大仏殿等再建に関わる瓦が、岡山県瀬戸町（現伊方町）にある万富東大寺瓦窯や伊良湖東大寺瓦窯などで焼かれました。

窯は昭和41年に発掘調査され、初立池堤防の傾斜地に三基の窯が築かれ、窯体の全長は11.3～11.5m、幅（最大幅）は2.5mほどで、渥美古窯の中期段階の窯に特徴的な分焰柱を伴う船底型の構造を持っています。出土遺物には、「東大寺大仏殿瓦」、「大仏殿」、「東」の刻印のある軒丸瓦、軒平瓦、平瓦などがあります。この3基の窯は、発掘調査後すぐに埋め戻され、そのまま保存されることになりました。そして、昭和42年に、国の史跡の指定を受け今日に至っています。また、出土した瓦類は、平成13年3月一括して渥美町有形文化財に指定されています。



■ 地引網

表浜の漁業の特長は地引網で、昭和になっても各集落の地先で、農業の副業として地引網をしていました。

昭和11年頃の地引網は、各集落に瀬古網や有志による協同網があり、ひと網30人前後で漁をし、漁期は、ほぼ1年中でした。

伊良湖では、春から秋にかけては伊勢湾側で漁をし、冬の北西風が強まると恋路ヶ浜で漁をしました。魚群を見つけると、色見（「むねど」と言われた）が「ほーい、ほーい」と村中をふれて歩くと、男たちは急いで浜に駆けつけ、他の網のものに負けまいとわれ先にと船をこぎ出したのです。やがて時期を見計らって女たちも海岸に来て、全員で「よ～やさ、やさやさ」などと掛声をかけながら網を引きました。

漁獲物はイワシが中心で、鮮魚、丸干、他のものは煮干や肥料用として販売しました。しかし、太平洋戦争が始まると、石油が入手困難となり、また男手も出兵、徴用等で不足しだし、地引網は一時衰退しましたが、戦後になると漁業資源の回復、食料不足、労働力の充足により漁業が盛んになります。昭和24年発行の『渥美の地理』によれば日出—5 統、伊良湖—5 統の地引網があったと記されています。しかし、あくまでも農業の片手間の副業で、昭和20年の後半になると施設園芸の発展により、人手不足となり徐々に衰退していきます。そして昭和28年の13号台風によって漁具等が流され、地引網は完全に姿を消してゆくこととなります。



■ 日出・伊良湖の観光地化

戦後陸軍試砲場が消滅し、伊良湖地区が開放されると、日出・伊良湖が観光地として注目されるようになります。昭和26年には、県立自然公園に指定され、「常春の伊良湖岬」「椿の岬」として宣伝され、広く知られるようになります。当初の観光の中心地は日出の石門地区で、既に昭和23年頃には、数件のみやげ物店が営業を始めていました。

県立自然公園の指定を受けた昭和26年には、石門・骨山を回り、恋路ヶ浜・伊良湖港に至る観光道路3.5kmの建設に着手、昭和28年9月に完成しました。この道路の開通により、日出の石門—骨山—恋路ヶ浜—伊良湖港が結合され、観光地は面的な広がりを持つようになります。多数の観光客が石門地区を訪れるようになります。

昭和27年には石門荘が営業を開始し、付近の店も十数軒となります。また昭和29年度には、総延長2kmの岬一周遊歩道が建設され、この年度には、堀切から日出に至る幹線道路も修築されています。当時、港湾地区は港の建設工事が行われているだけで、まだ観光施設はありませんでした。



以後、伊良湖岬は、昭和33年に三河湾国定公園に指定され、翌34年には灯台入り口に当たる恋路ヶ浜地区に10軒のみやげ物店が建ちました。昭和36年に渥美フラワーセンターがオープンし、半島内初の大型観光施設として、南国ムード漂う巨大温室が建設され、伊良湖岬地区の自然景観とともに観光拠点施設となりました。

また、昭和37年に伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部がオープンしました。この建設用地は、戦後、試射場として接収されていた土地が解放されたもので、その広大な土地を利用してゴルフ場が建設されたものです。昭和40年にオープンした伊良湖海水浴場は真っ白な砂浜と透明度の高さが人気でシーズンには大勢の人々で賑わいをみせていました。

しかし、海水浴客はピーク時には72万人でしたが、平成8年にはついに10万人を割り込んでしまい、観光産業に大きな打撃を与えています。

昭和41年には海水浴場の南に豊鉄ロッジ伊良湖（昭和43年には豊鉄ホテル伊良湖、平成元年には伊良湖ガーデンホテル）、伊良湖国民休暇村、昭和43年には日出の骨山山頂に伊良湖ビューホテルがオープンしました。

このように、戦後、日出・伊良湖が観光地として発展することになりますが、その大きな要因の一つに伊良湖港の建設があります。



2 地区内で行われた主な事業など

■ 伊良湖港の建設

伊良湖港は、昭和23年に県営事業により避難港として建設工事が始められ、昭和39年3月に完成しました。

県は、港湾の整備とその関連施設の整備を目的として埋立造成を行い、昭和41年から県の利用計画に従って事業を営むものに造成地の分譲を行い、昭和43年の夏頃から宿泊施設や観光施設等の建設が始まりました。

開港前の昭和28年には愛知商船株の営業所ができ、三河湾内沿岸の諸港島々との定期的な連絡がなされ観光客も多数訪れるようになります。

以後、昭和37年に水中翼船、昭和39年には伊良湖―鳥羽間にフェリーボートが就航、翌年には海水浴場がオープンしています。昭和44年には西浦―伊良湖―鳥羽間にホバークラフト、師崎―伊良湖間にもフェリーボートが就航、昭和45年には伊良湖港湾観光センターのオープンと続き、伊良湖港は高速船が発着する三河湾国定公園を代表する海の玄関口として賑わいをみせています。



■ 初立池(ダム)の建設

初立池(ダム)は、豊川用水の最終貯水池で、最大貯水量170万 m^3 、満水面積は22haの広さがあり、堤の高さは22.5m、長さは346.5mあります。この用地は集落でいうと堀切に属しますが、一部伊良湖に含まれます。堀切城山と亀山石堂山に挟まれた細長い区域で、すり鉢のような窪地の土地で小さな棚田や畑があったところです。昭和41年3月に着工し、昭和42年12月に通水されました。豊川用水の通水により、畑地では麦やサツマイモなどに代わって大根、キャベツ、とうもろこし、スイカなど商品性の高い作物が栽培され、施設園芸では温室内への灌水設備が充実し、花卉やトマトなどの作物が大量に栽培できるようになりました。初立池周辺は伊良湖東大寺瓦窯跡(国指定史跡)や、野鳥が飛来する豊かな自然に囲まれたところです。その初立池の保全管理と快適な水辺空間をつくるために、平成4年度から平成12年度にかけて初立池水環境整備事業が実施され、水辺に親しむ憩いの場となっています。その後、大規模地震時における安全性を図るための耐震補強工事が平成25年3月に着工し、平成27年9月に竣工している。

■ 温室団地の造成

日出地区に温室団地が造成されたのは、第二次構造改善事業の昭和49年度から昭和52年度にかけてです。基本構想の中に園芸団地を造成、施設の集団化と近代化、生産性の高いメロン



専作による自立経営の育成などが盛り込まれています。

当初30戸、5団地で、一年中出荷できるように1戸約30坪、7棟のメロン専用のスリークオーター温室を造りました。床面に苗を植えるのではなく、横長の箱状の棚を何列か作り、棚の中に土を入れ水きりをよくし、蒸気消毒、蒸気暖房をするようにしました。

参加した30戸で日出施設園芸組合を結成し、集落の名から「ヒトピア」ブランドで販売しました。しかし、日出のメロン団地は労働力不足に加え、静岡産に押され、平成17年には、4戸となりました。

また、伊良湖の温室団地は、昭和50年に7戸でメロン・トマトを栽培することで補助金を受け、伊良湖施設園芸組合を結成し、温室団地を造りました。

日出、伊良湖は観光地であり、観光と農業の結びつきを強くしていけば将来性があるように考えられます。

■ 渥美地域初の農業集落排水事業

渥美地域で最初に農業集落排水が整備されたのは日出地区です。これは、農村集落地域における汚水(便所、台所、風呂などから出る家庭排水)を1か所に集めて、共同衛生処理をすることを目的としたもので、昭和54年から昭和57年度に整備され、供用開始されました。

この施設の完成により蚊やハエなどの害虫が減り、宅地の裏側や家庭内もきれいになりました。

事業名 日出地区農村基盤総合整備事業(農業集落排水施設整備事業)

事業費 159,650,000円(処理施設75,057,000円、管路施設79,830,000円、その他4,763,000円)

事業内容 計画人口 390人、日最大汚水量128.7立方メートル

管路1,743m、マンホール69ヶ所、処理 回転円板方式

■ 伊良湖集落移転100周年記念事業

伊良湖地区の114戸が明治38年から翌年にかけて、旧陸軍の大砲試験場拡張に伴った集団移転から100年目に当たる平成17年、地元の伊良湖自治会が中心となって6月から計画を進めてきた移転100周年記念式典を平成17年11月23日、伊良湖小学校体育館で開催し、住民の半数に当たる約350人がこの記念の年を祝いました。式典では、関係者のあいさつに続き、伊良湖小学校の児童53人が合唱を披露。6年生10人が伊良湖の移転の歴史を調べた結果を発表しました。式典に先立ち、伊良湖神社鳥居側の広場で100周年記念の記念碑を除幕。「願はしきものは平和なり」と刻まれた幅約2m、高さ約1mの石碑が披露されました。

■ 伊良湖温泉が湧出

令和元年12月18日に着工した伊良湖町地内での温泉掘削工事において、深度1,800mまでの掘削を実施し、温泉の湧出が確認されました。令和4年4月からは伊良湖温泉として利用が開始され、市内ホテルや旅館などの温浴施設に配湯されると同時に、市民も温泉を購入することができるようになりました。伊良湖温泉の泉質はナトリウム・カリウム-塩化物温泉(低張性・弱アルカリ性・低温泉)です。塩分を含むことから汗の蒸発を抑え保温性が高いため「冷え性」に効果的で、殺菌効果も高く「傷の湯」とも呼ばれています。また、弱アルカリ性で「美肌の湯」として、肌がつるつるする効果があり、温泉温度が25.6℃の低温泉、低張性のため、湯あたりが少なく、長湯を楽しむことができます。

今後は、伊良湖温泉と地域の資源(農業、漁業、食文化、サイクリング、マリンスポーツなど)を組み合わせ、地域全体で温泉の活用を図り、交流人口の拡大と地域経済の活性化に繋がることが期待されます。



年次	明治以降の地区内での主な出来事や事業
明治 12 年	伊良湖に学校が創立
22 年	小塩津以西 4 村が合併し、伊良湖岬村が誕生
22 年	分村願いにより、伊良湖岬村（日出、伊良湖）、堀切村（堀切、小塩津村）に分村
38 年	陸軍伊良湖試験場拡張のため、伊良湖地区が接収（買収）され現在地に全村移転
昭和 4 年	伊良湖岬灯台が建設
22 年	農業協同組合が設立
30 年	伊良湖岬村、福江町、泉村の 3 か町村が合併し渥美町が誕生
31 年	伊良湖小学校校舎が新築
36 年	2 月 フラワーセンターが開園 9 月 古山に万葉の歌碑、日出園地に椰子の実の詩碑が建立
37 年	水中翼船が就航 10 月 伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部がオープン 県道豊橋—伊良湖岬線が 2 級国道に昇格
38 年	伊良湖港が完成 伊良湖—鳥羽間にフェリーボートが就航
40 年	伊良湖海水浴場がオープン 日出・伊良湖地区で土地改良ほ場整備が開始
43 年	初立池が完成し、豊川用水が通水 5 月 伊良湖ビューホテルがオープン 7 月 伊良湖港湾観光センターがオープン
44 年	西浦—伊良湖—鳥羽間にホバークラフトが就航
45 年	伊良湖港湾観光センターがオープン
50 年	渥美町農業協同組合が発足
51 年	日出地区にメロン団地が建設 伊良湖保育園が新設
52 年	伊良湖温室団地が建設
53 年	恋路ヶ浜駐車場が整備
58 年	芭蕉園地が整備
59 年	日出地区農業集落排水事業の供用が開始
60 年	3 月 渥美サイクリングロード恋路ヶ浜ルートが開通
62 年	磯丸園地が整備

年次	明治以降の地区内での主な出来事や事業
平成元年	7月 伊良湖ガーデンホテルがオープン
5年	主要地方道伊良湖白須賀線が一般国道42号に昇格
6年	わかしゃち国体の採火式が恋路ヶ浜で開催 伊良湖クリスタルポルトが「道の駅」に認定
7年	大中寅二の「椰子の実」作曲記念碑が建立
12年	初立池水環境整備事業が完成
13年	渥美、田原、赤羽根3農協が合併し、愛知みなみ農業協同組合が誕生
14年	伊勢湾海上交通センターが運用開始
17年	伊良湖風力発電所が建設 伊良湖岬灯台の遊歩道に糟谷磯丸の歌碑を設置 渥美町が田原市と合併し、日出町、伊良湖町が誕生。校区総代制を導入 伊良湖保育園が廃園 伊良湖集落移転100周年記念式典を盛大に開催
18年	恋路ヶ浜と伊良湖岬灯台が【恋人の聖地】に選定
20年	伊良湖市民館改装 伊良湖岬周辺に松の苗木500本を植栽
21年	伊良湖岬灯台遊歩道整備
23年	津波対策用海拔表示を設置
26年	「道標」プロジェクト 避難誘導看板、バッテリー式誘導灯の設置
27年	初立池耐震補強工事竣工 糟谷磯丸翁生誕250年記念事業実施
28年	伊良湖小学校閉校 糟谷磯丸銅像設置
令和2年	伊良湖温泉が湧出
4年	伊良湖温泉給湯施設の供用が開始



第2章

現況・課題等

第1項 地域課題・長所・資源

地区住民の意識は、当初計画策定時から大きな変化がないことから、当初計画に掲載している住民意識調査(平成18年実施)を引用しつつ、伊良湖地区まちづくり推進計画策定委員により現状課題等を再確認し、次のとおりまとめました。

1 地域活動関連

(1) 地域活動等の認知度・参加状況・意見等

- ☆ 生活スタイルの変化や少子高齢化により、伝承行事の持続が困難になってきており、地区運営が困難になり、また貴重な文化が消滅する恐れがある。
- ☆ 小学校が廃校になり、皆が集まるのは市民館祭のみになった。地域の一体感が増す行事を継続することが大切。
- ☆ 地区の活動や市民館の活動のPR不足を感じる。どうしたら、沢山の人が参加してもらえるか検討する必要がある。
- ☆ 地区住民に対する地域活動(コミュニティ活動、伝承行事他)への意識を高めることが課題。
- ☆ 甚大な津波被害を出した東日本大震災を受け、この地区でも大地震・大津波を想定した防災訓練や災害が起こった時の備えをする必要がある。津波防災について地区民の安全を考え、街づくりを推進する必要がある。



大堀川
(台風や災害時逆流による氾濫の恐れあり)



標高標識
(大津波のときの避難の目安)

2 生活基盤・環境関連

(1) 公共系の生活基盤の状態・意見等

☆ 国道 259 号・42 号は、幅員も狭く、急カーブも多く、横断施設・歩道も未整備で日常生活上の安全性、観光地としても外来者の利便性の面で支障をきたしている。

☆ 幹線道路（市道伊良湖線）は、幅員も狭く、歩道も未整備で、特に、国道との結節点などは、日常生活上の安全性に支障をきたしている。

☆ 集落内道路は、幅員も狭く未整備で、また雑草・ブロック塀も多く、日常生活や通学上の安全性や利便性に支障をきたしている。

☆ 河川や水路などの排水施設（側溝）の未整備・管理不足による排水不良が、生活環境、農業生産に被害を与えている。

☆ 伊良湖地区の下水が未整備で生活環境や観光産業にも悪影響を与えている。

☆ 交通ルールやマナーはよく守られているが、今後、高齢者ドライバーが増加するため不安。

☆ 高校生の通学路の整備（歩道・外灯）は他地区になるため、やり難いと思う。



R 2 5 9 (伊良湖集落から港湾)
(歩道がなく危険)



R 4 2 の急カーブ
(カーブが急で危険)



旧伊良湖小学校付近
(急坂で車が通れない)



恋路ヶ浜
(生活排水を浜に流している)

(2) 生活環境の状況・意見等

☆ 以前と比べればよくなったが海岸浸食による砂浜減少してきていて、生活環境に支障を来している。

☆ 防風林・防潮林の整備・管理が不十分で荒廃しているため、景観や環境が損なわれ、塩害により農業経営にも被害を及ぼしている。

☆ 農業用の堆肥や排水・下水の整備が不十分な場所があるので、順次整備していく必要がある。

☆ 素晴らしい自然環境や景観、歴史史跡に恵まれ、一部を除き観光施設も整備されているが、情報発信も不十分で、観光には十分に活かしきれていない。



表浜の海岸
(海岸浸食が激しい)



ゴミステーション
(不法投棄がある)



おもん川
(毎年蛍が飛びます)



伊良湖岬周辺
(松くいによる松枯れのため松の植栽を行っています)

(3) コミュニティ施設等の状況・意見

☆ 市民館が気軽に利用できるようになった。

☆ 農作物、海産物、青果、鉢物などをフリーマーケットで販売できる場所を設ければ、お年寄りのためのコミュニケーションの場としても活用できるのではないか。

(4) その他の施設や機能等の状態・意見

☆ 市民館まつり、敬老会等徐々に定着化が図られている。

☆ 商業施設等が不十分なため、日常生活での快適性が低い。

(5) 地域産業の状態・意見

☆ 農道の未整備が、農作業の効率・安全面で支障をきたしている。

☆ 就農者の高齢化や担い手不足により、農業労働力が減少し、効率的・安定的な農業経営に支障をきたしている。

☆ 耕作放棄地や遊休農地の増加が営農環境、集落環境に悪影響を及ぼしている。また、未整備の農地が生産性・農業経営の効率面で支障をきたしている。

☆ 利用価値のある豊かな自然や地域資源が把握・理解・活用しきれていない。

☆ フラワーパーク跡地の菜の花畑は観光客も多く景観も良い。一年を通して活用方法を考えていくことが必要



旧伊良湖保育園跡地
(駐車場以外の有効利用が課題)



使用されていない観光施設(港湾地区)
(景観が悪く防犯上も問題)



旧フラワーパーク菜の花畑
(夏場はひまわり畑)

伊良湖地区の資源		
ひと	伊良湖地区の人々、農業をする人、観光業を営む人、漁業をする人、郷土料理を作る人、子どもたちの笑顔、糟谷磯丸、章誉智典	
もの	名所・旧跡	伊良湖岬灯台、伊良湖海水浴場、伊良湖神社、監的観測所跡地、東大寺瓦窯跡、八柱神社、円通院、椰子の実の詩碑、芭蕉句碑、磯丸銅像公園、芭蕉翁の碑、日出砲台跡地、糟谷磯丸園地、日出園地、帰命寺
	自然	恋路ヶ浜、片浜十三里、日出の石門、古山、宮山原始林
	植物	ハマユウ、ハマカンゾウ、ハイネズ、ネコノシタ、ハギクソウ、ハマゴウ、ハマナタマメ、ハマアザミ、アゼトウナ、ハマヒサカキ、イワダレソウ
	動物	鷹の渡り、アカウミガメ、アサギマダラ
	海の幸	にし貝、たかのつめ、片貝、岩がき、白みる、大あさり、さざえ、あさり、てんぐさ、あらめ、わかめ、岩のり、伊勢海老
	郷土料理	伊良湖のそば、あらめと地豆の煮物、じょじょ切り、はちはい、おにまんじゅう、さかなめし、わかめと芽かぶ汁、にしの酢味噌あえ、おおつもごのごっつおう、このしろのおから漬け、ぼたもち、ところてん
	施設	旧伊良湖小学校、伊良湖港、伊良湖魚市場、伊良湖クリスタルポルト、伊良湖オーシャンリゾート(旧伊良湖ビューホテル)、伊良湖リゾート&コンベンションホテル(旧伊良湖シーパーク&スパ)、伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部、伊勢湾海上交通センター、サイクリングロード、菜の花畑
こと	御開帳、七草粥、お日待ち、おいべっさん(恵比寿講)、御忌さん、節分、初穂祭、磯の口、役替え、大般若、おんぞまつり、磯丸祭、端午の節句、鎮座祝日祭、菖蒲祭、初盆、お盆、敬老会、御神事、新穀感謝祭(新嘗祭)、ごせんだら祭、市民館まつり	



郷土料理 じょじょぎり



おんぞまつり

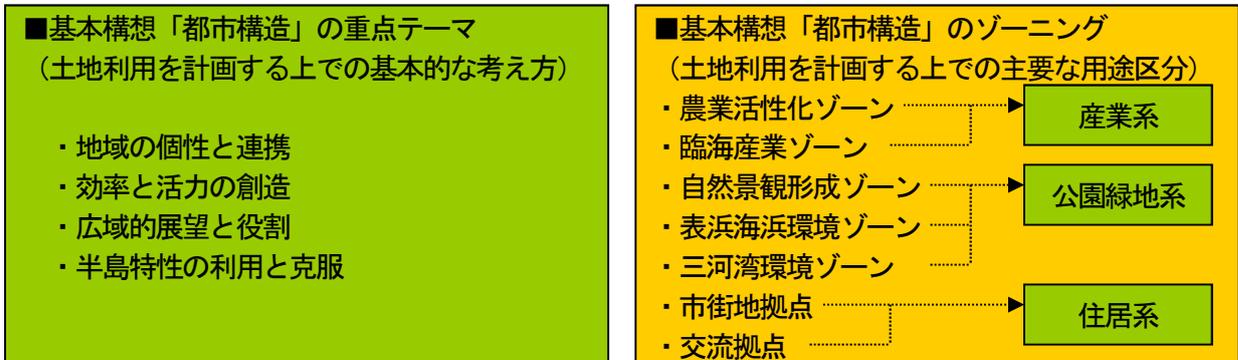


海の幸

第2項 土地利用計画・整備計画

1 土地利用計画

新田原市総合計画には、将来都市像を『うらおいと活力のあるガーデンシティ』として、その実現に向け、基本構想の都市構造に掲げた4つの重点テーマと7つのゾーニングに基づき、効率的で秩序ある市域の空間を実現するため、土地利用計画が示されています。



この中で、伊良湖地区の将来像に関連する土地利用の方向性が示されていますので、今後のまちづくり計画の参考にします。

(1) 住居系土地利用

住居系地域としては、コンパクトで機能的な「市街地」と、地域の特性を活かした「集落地域」がありますので、それぞれの機能の充実を図ります。

市街地周辺農村部を中心に形成されている集落地域においては、自然に恵まれた居住環境を利活用・保全・改善を図りながら、住居、産業（農業・漁業・観光産業など）の機能の充実を図るための土地利用を推進します。

(2) 産業系土地利用（農業活性化ゾーン）

産業系地域としては、農村部に広がる「農業活性化ゾーン」と、三河湾に面した「臨海産業ゾーン」がありますので、それぞれの用途に適した土地利用を図ります。

農村部に広がる優良農地の維持・確保に努めるとともに、農業形態の変化や後継者問題などにより、近年増加している耕作放棄地の有効利用を図ります。

また、美しい農村の景観形成につながる農地のあり方を検討し、滞在型市民農園の整備など、農地が持つ多面的な機能をまちづくりに活かします。

(3) 公園緑地系土地利用

公園緑地系地域としては、山林や河川など「自然景観形成ゾーン」、太平洋岸の「表浜海浜環境ゾーン」、明媚な「三河湾環境ゾーン」がありますので、保全と活用のバランスを取りながら土地利用を図ります。

① 自然景観形成ゾーン

蔵王山や大山を始めとする山々や、身近な里山などの保全を図り、豊かな緑の景観を維持するとともに、汐川などの美化・浄化を進め、美しい水系環境を維持します。また、宮山原始林やシデコブシ自生地、ゲンジボタルなど貴重な動植物の保全も図ります。

② 表浜海浜環境ゾーン

海岸侵食や崖森の荒廃などへの対策、海岸乗り入れ規制によるウミガメの保護などを進め、片浜十三里といわれる表浜の自然環境と景観を保全するとともに、恋路ヶ浜、赤羽根海岸などの海浜拠点を中心に、サーフィン、釣り、地引網などを活用した観光利用を推進します。

③ 三河湾環境ゾーン

良好な水産業の場として沿岸の保全を行うとともに、汐川干潟や白谷海浜公園、姫島、福江港周辺、西の浜などの利活用により、生活に潤いを与える水辺空間の創出を図ります。

2 土地利用上の規制

集落・農地・森林・自然公園など、地区まちづくりの将来像の実現に向けた秩序ある土地利用を実現するため、関係法令に基づく様々な土地利用上の規制を調整しながら進めることとします。

また、地区の美しい景観形成についても、地区住民、事業者、団体との協力を得ながら進めていくこととします。

(1) 都市計画区域・市街化調整区域など

地区の全域は、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を基本とした『都市計画区域』に指定され、また、全域が、その内の市街化を抑制すべき区域として『市街化調整区域』に指定されています。

そして、地区内で、建築物の建築や特定の工作物を建設するため、土地の区画や形質を変更する場合には、都市計画法に基づく開発行為の制限があります。

(2) 農業振興地域・農用地など

地区の大部分が、「自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図るべき地域」とされた『農業振興地域』に指定され、この農業振興地域では、農業振興地域整備計画で指定された用途以外への転用が規制されています。中でも、『農用地区域』は、優良農地とされており、原則として、農業の振興に寄与する農道や揚排水路などの農業用施設以外への転用は制限されています。

(3) 地域森林計画対象民有林・保安林

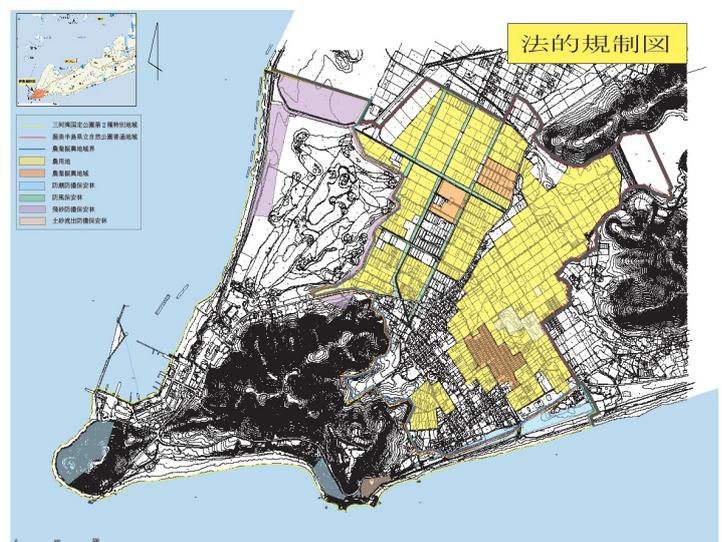
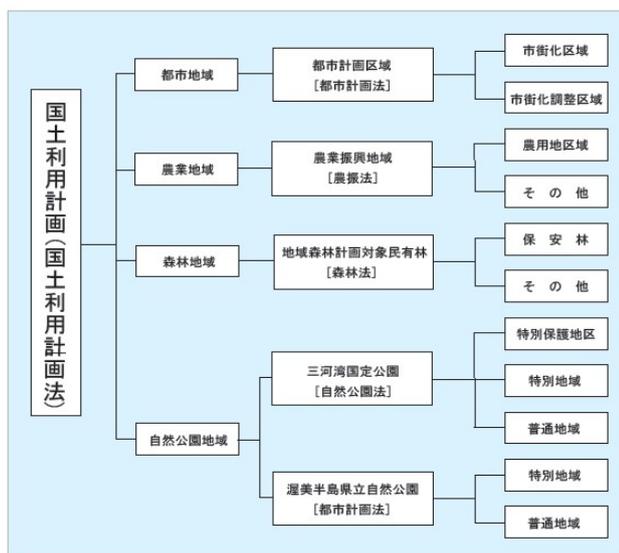
地区内の森林地帯は、その大部分が『森林計画対象民有林』に指定されており、1ha以上の林地を開発する場合には許可が必要となり、森林の伐採についても届出が必要となります。さらに、森林地域の一部は『保安林』に指定されており、立木の伐採や土地の形状変更など、原則として開発する行為は制限されます。

(4) 国定公園・県立自然公園など

地区内の全域が『三河湾国定公園』及び『渥美半島県立自然公園』の区域に指定されており、自然環境や景観の保全のため、土地の形状変更や構築物の建築など一定の行為が規制されており、行為をしようとする者は、許可申請、届出などの手続きが必要となります。

こうした法規制のほか、海岸保全区域内や急傾斜地崩壊危険区域内、あるいは砂防指定地内や埋蔵文化財包蔵地内などでの規制などもあります。

また、愛知県では開発行為に対する指導要綱を定められており、3,000㎡以上1ha未満の土地区画形質の変更を伴う開発行為については、事業者が個別法の手続きに入る前に事前協議を行い、開発行為に一定の行政指導が行われることになっています。



3 公共施設の状況や公共事業等の計画

10年間に実施が想定される事業

今後、10年間に実施が想定される事業を掲載しますが、今後の財政状況などにより、追加や取りやめになる場合もあります。

分野	施策	施設等	伊良湖地区	
総合戦略	消防・救急	消防施設	*	消防詰所車庫改築(H28完了)
		防災施設	*	防災倉庫
	情報	CATV関係	*	
コミュニティ	地域コミ	地域コミ施設		
	自主防災	地域防災施設		
	地域防犯	防犯施設		
	交通安全	交通安全施設		
福祉	地域福祉	福祉施設		
	児童福祉	保育施設		
	障害者福祉	障害者施設		
	高齢者福祉	高齢者施設		
産業経済	農業	農業基盤整備	*	湛水防除(H28完了)
		(農村総合整備)	*	初立池公園
		集出荷施設等		
	水産業	漁港等整備		
	工業	工業用地整備		
	商業	商業地整備		
観光	観光施設等整備		*	恋路が浜他
			*	伊良湖海水浴場管理塔
			*	日出駐車場
都市環境	交通	幹線道路整備		
		公共交通整備		
	港湾	港湾整備	*	伊良湖港(県)(H25完了)
	河川排水路	河川整備	*	
	海岸	海岸整備	*	
	市街地	土地区画整理事業		
		街路整備		
		宅地開発		
	居住環境	公営住宅整備		
		ライフライン整備		
	衛生	斎場墓苑整備		
	資源循環	ごみ処理施設整備		
	自然環境	森林保全		
		水辺保全		
	緑と景観	交流拠点整備		
		公園緑地整備		
	上下水道	上水道	*	
公共下水(雨水)				
公共下水(汚水)		◎	伊良湖	
農業集落排水事業		*	日出	
教育文化	学校教育	学校整備	*	
		給食センター		
	生涯学習	市民館整備	*	市民館改築
	スポーツ	スポーツ施設整備		
	芸術文化	文化施設整備		
文化財	文化財整備	*	万葉の歌	
その他			*	東大寺瓦葺跡・他

《記述凡例》

*既設

□継続実施中

●増設・改築等

◎新規実施

第3章

将来像等

第1項 地域コミュニティ活動の必要性

1 社会動向・問題の深刻化

国内人口は、平成16年の1億2千8百万人をピークに減少をはじめ、田原市の人口も同様に減少してきています。国内平均の高齢化率は25%を上回り、田原市においても平成22年の22.2%から平成27年には25.7%と高齢化が進んでいます。出生率も全国的な傾向と同様に低下し、毎年の出生者数は20年前の半分程度となっており、少子高齢化が進んでいます。

また、昨今のプライバシー保護優先、経済優先の暮らし方、行き過ぎた個人主義や権利主張を強調する社会風潮等によりコミュニティ活動が低下する傾向にあります。

2 地域コミュニティへの期待と助け合い活動の展開

地域活動において、多様な意見の集約・合意形成は自治組織である自治会や地区コミュニティ協議会で行える活動です。地域ごとに異なる課題やニーズを取りまとめ、助け合いによる課題解決により、地域づくりを進める方法として、地域コミュニティの必要性は高まっています。阪神淡路大震災や東日本大震災などで見られた自主防災活動を始め、環境維持・保全、地域福祉活動、防犯・交通安全活動等は、地域住民が互いに協力しなければ成果が得られないことばかりです。

また、活動が活発化すればするほど、役員や担い手の確保が困難となることから、人と人の絆づくりの強化から出発し、人材を確保した上で、必要な活動に取り組むことが求められています。

3 行政の変化・田原市の方針

地方分権改革による国と地方の関係の見直し、合併・行政改革等による市町村行政の立て直しが進められる中で、多様化する市民ニーズには、まず、市民で出来ることは市民で対処し、次に、地域コミュニティで出来ることは地域コミュニティで対処し、その上で市・県・国の順に対応する「補完性の原則」に基づく地域づくりが求められています。

田原市は、平成18年策定の総合計画に基づき、平成19年に地域コミュニティ振興計画策定、平成20年に田原市市民協働まちづくり条例を施行し、地域コミュニティを柱とする協働のまちづくりを進めています。



防災訓練



敬老会

第2項 地区の将来像

伊良湖地区は、古くから観光地として、また歴史・文化のまちとして賑わい、特有の風情を残しています。また、緑の山と海に囲まれた自然空間にも恵まれ、人々は穏やかで、お互いを尊び、多くの人々がこの地域を愛し、ここに住んでいることを誇りに思っています。

しかし、古くから伊勢などへの交通の要所として海上交通が開けたものの、半島の先端に位置するため、通勤・通学の交通利便性は低く、道路など公共施設の整備面で大きな課題を抱えています。

また、住民一人一人の生活も変化してきており、高齢者、子育て世代、次世代のニーズにも応えていく必要があります。

私たちは、誰もが、いつまでもこの地区でよりよい暮らしを享受できるよう、人を育むことを通して、より健やかに快適で魅力的な地域づくりを進めていくため、改めて自分たちの地域を見つめ直し、知り、学び、そして地域の資源としての知恵や技により、アイデアを繋ぎ合わせるにより、次の地区の将来像を目指します。

地区の将来像

自然環境と地域資源を活かした

笑顔いっぱい 快適な 活力ある地区

“ 右手にスコップ 左手に缶ビールで まちづくり そして人づくり ”

そして、将来像の「自然環境と地域資源を活かした 笑顔いっぱい 快適な 活力ある地区」の実現に必要な『まちづくりの目標』を次のように掲げます。

地区のまちづくりの目標

目標

- 〔1 コミュニティ・福祉分野〕
故郷を愛し みんなで支えあう 笑顔いっぱいの地域
- 〔2 集落環境・歴史文化分野〕
美しい花咲く 歴史と文化の薫る 快適な地域
- 〔3 産業経済分野〕
環境と調和のとれた 活力と 賑わいのある地域



第3項 まちづくりの方針

将来像を実現するために掲げた各分野の目標とその方針を示し、関連して柱となる各施策の概要を示します。

1 コミュニティ・福祉分野

目 標

故郷を愛し みんなで支えあう 笑顔いっぱいの地域

方 針

- ・地域のルールを守り、奉仕という意識を大切にしながら、全ての人が助け合い、支え合う地域づくりに取り組みます。
- ・人と人とのつながりを大切にしながら、輪を広げる働きかけを推進し、地震・津波など自然災害への備え、地域防犯の備えある安全なまちづくりに取り組みます。
- ・尊い命が守られるよう、交通安全対策を推進し、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる地域の環境づくりに取り組みます。
- ・子どもたちが安全に、また地域で楽しく過ごせるよう、そして何よりも子どもたちが、この地区がすきと思えるような地域づくりに取り組みます。
- ・児童が安心して通学できる環境づくりに取り組みます。
- ・子どもからお年寄りが気軽に集える行事等を各組織が連携してつくり、全ての人がお互いの顔が見える地域づくりに取り組みます。
- ・誰もが住み慣れた地域で、不安を抱え、孤立することのないよう、安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。
- ・公園、緑地など、行政と協働して役割分担しながら、整備、維持管理に取り組みます。

主要施策等

- 防災対策の取組
 - ・ 防災活動
 - ・ 消防防災施設の整備
- 交通・防犯の安全対策の取組
 - ・ 啓発等活動
 - ・ 防犯施設の整備
- 子どもの健全育成とネットワークづくり
 - ・ 啓発活動
 - ・ 祭りとイベントの活性化
 - ・ 資材の確保
- 福祉活動の取組
 - ・ 高齢者福祉と生きがいづくり
 - ・ 子育て支援
- コミュニティ拠点づくり
 - ・ 公園広場の整備
 - ・ 市民館、集会所の整備
 - ・ 屋外放送設備の整備



2 集落環境・歴史文化分野

目 標

美しい花の咲く 歴史と文化の薫る 快適な地域

方 針

- ・安全で安心な、そして清潔で、きれいな集落環境をみんなで創ります。
- ・花いっぱい活動により、住んでいる人のつながりを強化し、美化活動に取り組みます。
- ・貴重な資源である自然・歴史・文化などを再生し、活用又は保全し、これらの資源を次の世代に継承していくよう取り組みます。
- ・内は自分のもの、外はみんなのものという意識を持ち、この地域にふさわしい景観形成に取り組みます。

主要施策等

- 道路関連の取組
 - ・ 国道関連
 - ・ 集落内道路等関連
- 河川排水等関連の取組
 - ・ 河川排水等の整備
 - ・ 下水その他排水等の整備
- 生活環境の改善への取組
 - ・ ごみ分別、減量化等の啓発
 - ・ ごみステーションの改善
 - ・ 交換りサイクル運動
 - ・ 悪臭対策
 - ・ 害虫等対策
 - ・ 商業施設の誘致
- 自然等の保全や活用への取組
 - ・ 海岸浸食の防止
 - ・ 防風林、防潮林の再生
 - ・ 里山等利用や保全活動
 - ・ 歴史や文化の伝承
- 地区内施設の有効活用
 - ・ 廃屋等の除去・景観の整備



3 産業経済分野

目 標

環境と調和のとれた 活力と 賑わいのある地域

方 針

- ・人材を含めた地域の様々な資源を繋ぎ合わせ、子どもたちが、この地域に住み続けられるよう雇用を創出し、産業の活性化に取り組みます。
- ・遊休農地を解消するため、農地の流動化を進め、担い手の育成と確保に取り組みます。
- ・地域力を高め、新たなブランドを創造していきます。
- ・四季折々の美しい自然と歴史、素晴らしい生活文化ともてなしの心を磨き、さりげなく提供できるような魅力的な観光地域「住んでよし、訪れたい観光地域」に取り組みます。
- ・自然、歴史、文化やたたずまいを大切にしたい体験型観光産業の構築に取り組みます。
- ・観光地は、優れた環境が最大の地域の商品であることを全ての人が理解し、環境に配慮した産業活動に取り組みます。

主要施策等

- 農業の持続化への取組
 - ・ 農業施設等の整備
 - ・ 遊休農地の解消等
 - ・ 観光産業との連携
 - ・ 後継者の対策等
- 観光等の活性化への取組
 - ・ 観光施設の整備
 - ・ 物販施設の整備
 - ・ 観光景観の啓発活動
 - ・ 漁業施設整備等
 - ・ 参加と協働



第4章

主要施策

第1項 施策の展開

1 地域意識・連帯感づくりから具体的活動への展開

一般的に地域コミュニティ活動を効果的に実施するには、最初は「地域の所属意識・連帯感」の高揚に重点を置き、その上で具体的な「相互の助け合い」や「個人による地域社会への貢献活動」、「みんなで行う住みよい地域づくりの活動」へと展開して行く必要があります。

- ・地域の住民同士も、互いに知り合う機会が無く、顔も名前も判らなければ、助け合いの活動は押し付けられた義務のような感覚となりがちですが、自分の知り合いが困っているとなれば、何か手助けしてあげようという気持ちが生きて自ら行動できるのが人情です。
- ・各地区の主要施策に「あいさつ運動」や「夏祭り等親睦行事」が掲げられているのは、住民互助や共同活動に多くの住民に参加して頂く前提として、集客力のあるイベントなどで住民同士のコミュニケーションや互いの顔が判る人間関係のきっかけをつくり、地域への帰属意識（仲間意識）を高めることが不可欠と認識しているためです。
- ・このような地域コミュニティ活動の展開への理解がないと、イベントなどの親睦行事に動員される役員等の不満の声から、親睦イベントを軽視し、廃止・縮小してしまう恐れがあります。

2 施策実現のためのその他の留意点

(1) 目標・目的の共有化

地域活動への参加・協力の拡大や事業の効果的・継続的な推進を図るには、次による目標・目的の共有化が重要となります。

- ・地域の現状と住民意見の把握による地域ビジョン・活動計画を策定・周知
- ・地域の制度・行事等の目的を明確化し、事業計画・年間スケジュールを作成・周知

(2) 全員参加の活動体制

全員参加の活動体制を進めるためには、役員負担軽減、参加義務の認識向上、活動の活性化、地域課題の解消を図ることが重要となります。

- ・役員職務を分散し、個々住民や各種団体等が立場に応じて活動に参加する体制を見直す
- ・専門分野の課題に取り組む委員会・役職を創設し、長期的に課題に対処する体制づくり

(3) 各種団体の育成・人材の養成

各種団体の育成・人材の養成を進め、個々の住民の地域活動への関心向上・役割認識、地域内の繋がりづくり、地域活動の担い手確保を実現する必要があります。

- ・地域活動を支える各種団体の活動を支援し、地域を担う人材を養成
- ・専門分野の課題解消に取り組む委員会・役職を創設し、長期的に課題に対処する体制づくり



第2項 まちづくりの主要施策

次に分野ごとの主要施策の項目、事業内容、実施主体と協力要請団体、実施期間等を整理し、取り組むこととします。

* 表内の「実施期間」は、「短期・中期・長期」に区分し、財源などの問題や様々な課題を調整して目標時期を定めるものとします。また、「評価」は、関係諸法令や市の方針、又は合意形成などを考慮し、4段階で区分（「A=実施可能」・「B=条件付可能」・「C=条件厳しい」・「D=実施困難」）しています。

「備考」には、活用可能又は想定される財源を載せてあるか、又は評価の理由などを記載しています。

1 コミュニティ・福祉分野

【防災対策の取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）			
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画				
防災活動	・ 地区内防災マップの作成				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	R4.4に時点修正実施
	・ 防災台帳の作成				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・ 防災訓練、見守り活動の実施				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・ 大津波を想定した避難訓練				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・ 個人所有のブロック塀撤去等の協力要請				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
消防防災施設整備	・ 防災倉庫、備蓄庫、資機材の整備		●													
	・ 消防詰所、車庫の改修		●													(H28改修済)
	・ 寺社等に消火栓、防火水槽を設置		●													
	・ 標高表示・浸水看板の設置		●													(H28標高表示設置) 浸水看板設置の要望
	・ 避難路の夜間照明の点検整備		●													(H25設置)

【交通・防犯の安全対策の取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）			
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画				
啓発等活動	・ 愛の防犯パトロール隊の設置				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(一部住民ボランティア対応)
	・ 啓発看板の設置				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(H28設置)
	・ あいさつ運動				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	寄合や各種会合で周知徹底を継続
	・ 交通安全教室、立番により安全意識を向上				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	地区住民への呼びかけを継続
	・ 通学路の標識整備、除草、経路等見直し		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(H27設置)
	・ 子ども・高齢者の交通安全講習の開催		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(子ども会行事、伊良湖岬小学校、敬老会等)
防犯施設整備	・ 防犯灯などの設置				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各家庭の照明設置や市コミュニティ補助により

【子どもの健全育成とネットワークづくり】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）	
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画		
啓発活動	・あいさつ運動、子どもを地域で守る意識啓発				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	寄合や各種会合で周知、継続
	・地域広報誌の発行				●	検討実施	→	→	→	→	→	未	A	内容を検討して実施
	・ポスター等によるイベント周知（PR版発行）				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地域人材を活用した取組を継続
	・観光客のイベント参加の呼びかけ			●	●	検討実施	→	→	→	→	→	未	A	事業者と地域が連携して検討
	・伝統行事（ごせんだら祭、おんぞ祭等）周知				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	市コミュニティ補助等を活用して継続
祭イベント活性化	・市民館祭りの継続と充実				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地区との協力による取組を継続
	・盆踊りの復活				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	平成19年度から復活・継続
	・神事での餅投げの充実				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地域による取組を継続
	・地区対抗、瀬古対抗、年齢別スポーツ大会				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地区との調整により取組を継続
	・親子ふれあい活動（地引網）				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	市コミュニティ補助などの活用
資材確保	・スポーツ用具貸与バンクの設置				●	検討実施	→	→	→	→	→	未	A	内容を検討して実施
	・スポーツ用具交換リサイクルの展開				●	検討実施	→	→	→	→	→	未	A	内容を検討して実施



昭和50年代の盆踊りの風景



市民館まつりでの盆踊りの風景

【福祉活動の取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）	
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画		
高齢者福祉と生きがいがづくり	・独居老人などへの友愛訪問				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地区の取組みと地域の人材を活用して継続
	・老人会の活動支援、子ども会との交流会開催				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	(敬老会で交流会)
	・敬老会				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	
	・独居老人食事会				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	
	・健康づくりリーダーの養成と運動の実施			●	●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	
子育て支援	・子ども会行事の充実				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地域の人材を活用することで継続
	・子育て交流会など				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	市コミュニティ補助等活用して継続

【コミュニティ拠点づくり】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）	
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画		
公園広場整備	・伊良湖農村公園（コミュニティ広場）、日出農村広場の利活用と管理者設置による適正管理				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地区にて継続実施
	・遊具の点検整備				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	継続実施
市民館、集会所整備	・市民館施設の設備充実等		●			随時検討	→	→	→	→	→	済	A	随時検討
	・交流の場としての機能充実		●		●	随時検討	→	→	→	→	→	済	A	随時検討実施、市コミュニティ補助の活用
屋外放送設備整備	・同報無線難聴地区の解消		●			継続実施	→	→	→	→	→	済	A	難聴地区を優先して継続
	・地区内有線放送設備の整備			●		継続実施	→	→	→	→	→	済	A	地元の取組により継続

2 集落環境・歴史文化分野

【道路関連の取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）
		国・県	市	事業者	地区各種地域団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画	
国道関連	・国道259号の改良（歩道整備）	●				継続要望					未	C	H26完了（市道伊良湖線）
	・幹線市道の改良（拡幅・修繕・舗装）		●								済	-	
集落内道路等関連	・集落内道路改良（拡幅・修繕）		●			継続要望					一部	B	地区により調査検討を継続
	・危険ブロック塀の修繕依頼（再掲）				●	調査検討					一部	B	
	・街路灯の設置		●			調査検討					済	A	各団体により継続実施
	・沿道花壇の整備				●	継続実施					済	A	
	・道路標識、警告灯の設置		●			継続要望					済	B	
・コミュニティバス運行		●		●	検討					未	C	地域が中心となって検討を継続	

【河川排水等関連の取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）
		国・県	市	事業者	地区各種地域団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画	
河川排水等整備	・河川や水路の改修（おもん川や大堀川など）	●	●			継続要望					未	A	農地・水・環境保全向上対策交付金等を活用して継続実施
	・道路側溝の新設、改良	●	●			継続要望					済	A	
	・自主的な清掃活動				●	継続実施					済	A	
下水その他排水等整備	・下水集落排水等の整備促進活動		●		●	継続実施					一部	A	受益者同意と地区要望で可能 H28アンケート実施
	・沓路ヶ浜売店組合の下水処理施設の整備促進		●		●	継続実施					一部	A	

【生活環境改善への取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）
		国・県	市	事業者	地区各種地域団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画	
ゴミ分別減量化等	・正しいゴミ分別の看板を設置		●		●	継続実施					済	A	看板設置による啓発継続
	・ゴミ集積場での啓発指導				●	継続実施					済	A	地区単位の取組推進
	・廃び収集日の拡充、回収システムの確立		●	●		調査検討					済	A	事業者等との調整、検討
	・行事などで一斉清掃活動や宮清掃				●	継続実施					済	A	地区単位での取組継続、市コミュニティ補助を活用して継続
ごみステーション改善	・美観（整理整頓、表示看板、ネット・ごみ箱）				●	継続実施					済	A	地区単位での取組で継続
	・カラス、野良猫対策				●	継続実施					済	A	市コミュニティ補助を活用して継続
悪臭対策	・堆肥の野積み自粛啓発		●	●		継続実施					済	A	農業者の取組みで継続
	・補助による完熟堆肥の徹底			●		継続実施					済	A	農業者の取組みで継続
	・下水集落排水等の整備促進活動（再掲）		●			継続実施					済	A	受益者の同意に基づく地区要望のとりまとめが必要
害虫等対策	・堆肥の野積み自粛啓発（再掲）		●	●		継続実施					済	A	農業者の取組みを継続
	・野犬、野良猫対策（餌付け、廃棄の自粛啓発）				●	継続実施					済	A	地区の啓発等により推進
商業施設誘致	・商店やコンビニなどの誘致			●	●	検討					未	B	起業者の発意や取組で推進

【自然等の保全や活用への取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）	
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画		
浸食防止	・防波堤、突堤、潜堤、消波ブロックの整備	●	●			継続要望	→	→	→	→	→	済	B	重要な事業であり、地域から要望を継続
	・法的位置付けの獲得	●				継続要望	→	→	→	→	→	済	B	
防風林、防潮林再生	・潮風、景観に配慮した植樹の要望	●				継続要望	→	→	→	→	→	済	B	市と連携し地区等で要望
	・枯れ松の伐倒要望		●		●	継続要望	→	→	→	→	→	済	A	
里山等、利用、保全活動	・おもん川の蜚の保全				●	調査検討	→	→	→	→	→	未	A	取組みの調査検討を推進
	・恋路ヶ浜のはまゆうの再生				●	調査検討	→	→	→	→	→	未	A	取組みの調査検討を推進
	・古山ヤマザクラ、宮山原始林の保全				●	調査検討	→	→	→	→	→	未	A	取組みの調査検討を推進
	・鷹の渡り観察会				●	調査検討	→	→	→	→	→	未	A	取組みの調査検討を推進
	・伊良湖の希少植物観察会				●	調査検討	→	→	→	→	→	未	A	取組みの調査検討を推進
	・水辺の観察会				●	調査検討	→	→	→	→	→	未	A	取組みの調査検討を推進
	・黒松保全活動				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	農地・水・環境保全向上対策交付金等を活用して継続
歴史文化伝承等	・伊良湖の歴史勉強会の開催				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	(磯丸顕彰会)
	・伊良湖俳句、短歌会の開催				●	継続実施	→	→	→	→	→	済	A	(ゴルフ場投稿箱)地域が中心となり取り組みを継続
	・史跡等ライトアップやウォーキングトレイルの整備		●			検討	→	→	→	→	→	未	B	地区としての意見・要望を検討

【地区内施設の有効活用・景観保全等】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）	
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画		
旧保育園跡地利活用	・跡地の利活用				●	継続利用	→	→	→	→	→	済	A	地区の駐車場として利用
旧小学校跡地利活用	・跡地の利活用		●		●	継続利用	→	→	→	→	→	—	B	旧伊良湖小学校施設利用検討委員会にて検討し、市民館施設として活用中
廃屋等除去・景観整備	・港湾区域内の廃屋等の除去	●	●	●	●	継続実施	→	→	→	→	→	済	B	関係者と調整しながら継続
	・老朽化した看板の撤去			●	●	継続実施	→	→	→	→	→	済	B	関係者と調整しながら継続
	・景観の統一化			●	●	継続実施	→	→	→	→	→	済	B	関係者と調整しながら継続

3 産業経済分野

【農業の持続化への取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画	
農業施設等整備	・農道不良箇所の改良		●			継続要望					済	A	
	・用排水路の整備		●		●	継続要望					済	A	
	・自主的な除草活動				●	継続実施					済	A	農地・水・環境保全対策交付金等を活用して継続
	・水源地域との交流				●	継続実施					済	A	農地・水・環境保全対策交付金等を活用して継続
遊休農地解消等	・学生等に体験学習として貸与				●						未	A	総合学習など取組みは可能
	・観光客への農業体験（グリーンツーリズム）			●							未	B	地権者や関係者、事業者との調整、合意、財源の確保で可能性あり
	・観光農園としての活用や耕作希望者への貸与		●	●	●						未	B	
	・宿泊型体験農業（クラインガルテン）			●						検討中	未	B	経験豊かな人材の活用は可能
観光産業連携	・高齢就労者の生きがいづくり			●							未	A	
	・観光施設での地場産品の活用			●	●						済	B	事業者との調整により可能
後継者対策等	・特産品の創出、ブランド化		●	●	●						済	B	農地・水・環境保全対策交付金
	・景観作物の作付け		●	●	●						済	B	
後継者対策等	・結婚相談（婚活）		●		●	継続実施					済	A	主事、民生委員、婚活サポーターにより継続
	・農休みの徹底			●	●	継続実施					済	A	地域にて取組み（回覧）を継続

【観光等の活性化への取組】

実施事業	事業内容	実施主体				実施期間					評価		備考（取組内容等）
		国・県	市	事業者	地区各種団体	2021	2022	2023	2024	2025	前計画	今回計画	
観光施設整備	・フラワーパークの跡地利用		●	●	●	継続実施					済	B	菜の花畑、向日葵畑で活用
	・初立池の公園・周辺整備の拡充	●	●			継続要望					済	B	必要性を付して継続要望
	・観光農業公園、観光情報センター等の整備		●	●		検討調査					未	B	校区を中心に継続して検討
	・周遊観光バスの運行、観光遊覧船の運航			●		検討調査					未	C	事業者との調整で困難
物販施設整備等	・道の駅や空施設活用の農水産物朝市（毎土あり市）		●	●	●	継続実施					済	B	権利調整、事業費、地域の合意形成により可能性有
	・伊良湖の郷土料理の振興			●	●	検討実施					未	B	産地等として期待有
観光景観啓発活動	・ボランティア観光案内人の設置（人材バンク制度）				●	継続実施					済	A	地域人材を活用した取組みにより継続
	・穴場や生産物を紹介する等、観光ガイドブック作成			●	●	継続実施					済	A	地域の取組みで可能
	・文化や歴史史跡など全国PR（HP、TV等活用）		●	●	●	継続実施					済	A	関係者調整と地域人材で可能
	・案内看板設置		●	●	●	継続実施					済	A	地域の取組みで可能
漁業施設整備等	・港湾地域内などの景観統一化や環境美化活動	●	●	●	●	継続実施					済	A	市と事業者等の取組みで可能
	・つり産業など、漁業と観光業との連携			●	●	調査検討					未	B	関係者との調整合意で推進
参加協働	・地区コミュニティ関連事業への参画				●	継続実施					済	A	合意形成により取組み推進

第3項 まちづくり計画図

伊良湖地区の土地利用の現状を踏まえ、地区まちづくりの将来像の実現に向けた土地利用計画を4つのゾーンにより示します。

そして、まちづくりの主要施策等を入れた「まちづくり計画図」を次のように掲げ、地区住民のみんなで進めていくこととします。(ソフト事業は、活動の中心となる場所などを載せています。)

(1)生活コミュニティゾーン（住居系機能）

集落を中心に形成される生活コミュニティゾーンにおいては、自然に恵まれた居住環境を利活用、保全、改善を図りながら、住居、そして産業(農業・漁業・観光業など)の機能の充実を図るための土地利用を推進します。

(2)田園ゾーン（産業系機能）

集落に広がる優良農地の維持、確保に努めるとともに、農業形態の変化や後継者問題の変化などにより、近年増加している耕作放棄地の有効利用を図ります。

また、美しい農村の景観形成につながる農地のあり方を検討し、滞在型市民農園の整備など、農地が持つ多面的な機能をまちづくりに活かします。

(3)里山ゾーン（公園緑地系機能）

宮山や古山を始めとする山々や、身近な里山などの保全を図り、豊かな緑の景観を維持するとともに、大堀川やおもん川の美化や浄化を進め、美しい水辺環境を維持します。また、宮山原始林や、桜、ハマユウなど貴重な動植物の保全も図ります。

(4)観光ゾーン（海浜環境系機能）

海岸侵食や松枯れによる防風林、防風林の荒廃などへの対策、海岸乗り入れ規制によるウミガメの保護などを進め、表浜の自然環境と景観を保全するとともに、恋路ヶ浜、伊良湖海水浴場など海岸拠点を中心にサーフィン、釣り、海水浴、サイクリングなどを活用し、また里山ゾーンと連携した観光利用を推進します。



第5章

推進体制

第1項 推進体制

(1) 進行管理

この計画を実現するため、地区コミュニティ協議会（役員会等）が中心となって、主要施策等の進行状況を確認し、各施策の主体となるコミュニティ協議会（全体・4部会）、各自治会、各種団体、一人ひとりの住民、行政等の事業実施を促します。

なお、当初計画において提案された（仮称）夢づくり会議を今後は展開できるような組織づくりを目指します。

(2) 計画の周知

計画書（報告書・概要版）を作成し、地区内の住民・各種団体等に計画内容を周知します。また、地区コミュニティ協議会の役員は、ほとんどが年度又は隔年で交替するため、毎年度総会において計画概要を紹介することで、地域課題・目標・施策等の共通認識を形成します。

(3) 実施の推進

地区コミュニティ協議会として取り組むべき事業は、この計画に基づき毎年度の総会において事業計画・予算に盛り込み、実施します。また、行政に実施を求める施策は、行政懇談会における協議・調整や要望書提出などを行います。さらに、このような活動を展開するために、地区内の地域団体・人材を育成し、地域活動の担い手の拡大する必要があります。

(4) 実現の調整

地区コミュニティ協議会は、個々の住民・各種団体・地区自治会等では実現できない課題対応を関係団体が連携して進める組織ですので、個々の施策実施状況を把握し、地域課題が解決されるように総括的な調整を行います。

(5) （仮称）夢づくり会議のイメージ

目指す推進体制は、地区コミュニティ協議会の専門部会として『（仮称）夢づくり会議』を設置し、活動します。

（仮称）夢づくり会議は、地区内のコミュニティ協議会内の各種団体などから活動の政策・企画立案集団となるコアスタッフとして十数人選び、この計画書の3つの主要施策分野に当たる「コミュニティ」・「集落環境」・「産業」の分野に分かれ、「コアスタッフ会議」を構成することとします。

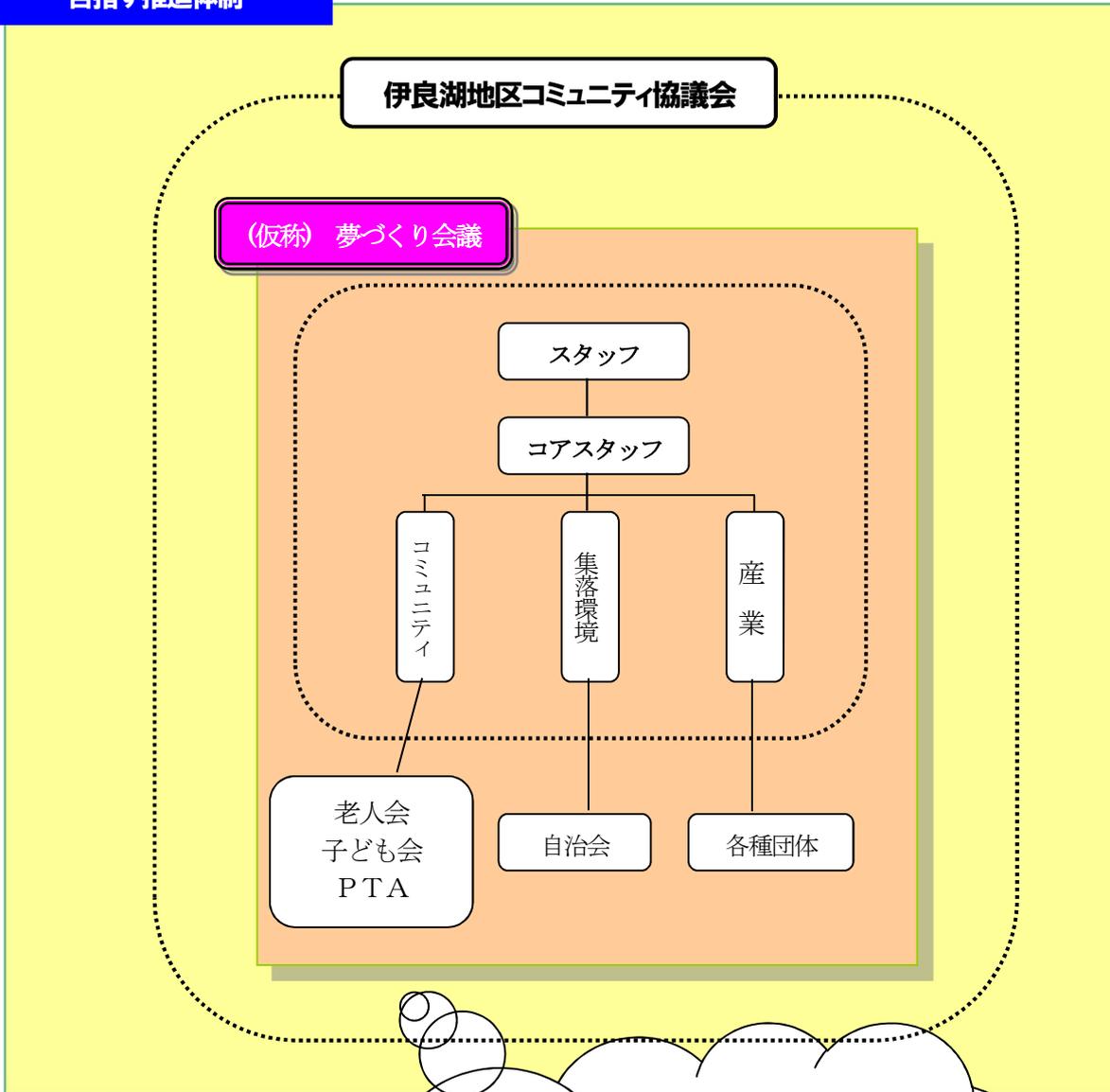
さらに、各種団体からスタッフが数名出向き、各事業を具体的に実施していくための段取りや事業プランを策定する役割を担う「スタッフ会議」を設け、各分野に設けられたプロジェクトリーダーの指示のもとで、スタッフの「知」を結集し、課題を処理していくこととします。

また、このスタッフには、コミュニティ協議会内の各種団体に限らず、本地区の特殊性も考慮して、港湾区域内の観光事業者などの協力が得られるよう、弾力的なスタッフ構成とします。

さらに、事業内容によっては、行政・企業などとの協働・連携が必要となるため、必要に応じてこの代表者との会議を開催していくこととします。

また活動の財源としては、国からの農地・水・環境保全向上対策交付金（5年間限定）や市からの地域コミュニティ助成金など、あるいは地区住民からの分担金又は寄附金、更には事業活動により生じた収益金などを財源として活動することとします。

目指す推進体制



資料編

計画改訂組織・経過

1 計画改訂の組織

今回の計画改訂（当初計画の確認・見直し）は、地区内の各種団体の代表者で構成する伊良湖地区コミュニティ協議会の中から、下記メンバーで検討しました。

番号	役職	氏名	備考
1	顧問	尾澤 美也	前コミュニティ協議会会長
2	会長	小久保 順一	コミュニティ協議会会長
3	副会長	小久保 司	日出自治会長
4	副会長	鈴木 敏之	伊良湖自治会長
5	委員	小久保 信一	伊良湖自治会代理人
6		小久保 卓美	日出自治会代理人
7		藤原 愛子	伊良湖女性部代表
8		河合 恵子	日出女性部代表
9		藤原 周平	伊良湖岬3号車団長
10	〃	小久保 賢孝	伊良湖岬小学校PTA会長
11	〃	小久保 明夫	日出自主防災リーダー
12	〃	石橋 賢二	伊良湖自主防災リーダー
13	〃	粕谷 政行	保護司
14	〃	三枝 秀司	伊良湖オーシャンリゾート総支配人
15	事務局	平井 めぐみ	伊良湖地区市民館主事
16	アドバイザー	中神 嘉彦	田原市
17	〃	渡會 英樹	田原市
18	〃	鈴木 恒平	田原市

2 計画策定の経過

令和4年5月から開始した計画改訂は、現状課題、将来像、主要施策等の内容確認を行った上で、当初計画を変更すべき点を検討し、令和5年5月に改訂案を確定させました。

伊良湖観光音頭

作詞 丸山薫 作曲 大村能章

- 一、咲いたひらいた 伊良湖の花はよ
お花畑に チョイト見せたい 色のよさ
テモサッテモ色のよさ
- 二、日出の石門 夫婦の岩はよ
しぶく波間に チョイト鳥が 袖濡らす
テモサッテモ袖濡らす
- 三、志摩か伊勢路か 筏にとけてよ
とけた後に チョイト尾を引く 船の汽笛
テモサッテモ船の汽笛
- 四、行って見たいよ 恋路ヶ浜へよ
暮れりゃ灯台 チョイト二人の 仰てらす
テモサッテモ仰てらす
- 五、沖は青空 柴紺の風によ
けさも綱曳く チョイトうれしい 主の船
テモサッテモ主の船
- 六、伊良湖みやげは 黄金の蜜柑よ
色もうつれば チョイト気になる 香もうつる
テモサッテモ香もうつる

日出音頭

作詞・作曲 不詳

- 一、黒潮めぐる 大灘の
岸に逆まく 浪しぶき
朝日に映えて 虹おどる
わしらが郷土 日出の里
- 二、沖の鷗が 大漁呼べば
さっと乗り切る 浪しぶき
八丁櫓も軽く 船出する
日出の男子の 気おい振り
- 三、名に負う日出の石門の
峯のみどりの 磯馴松
朝日夕日に かがやきて
昔ながらの みさを振り
- 四、丘にはつらつ 紅椿
花のかんばせ 気もそろい
村の榮を 守ります
日出の女子の 操振り
- 五、春はうれしや ひな節句
椿花咲く 石門に
皆の楽しい ピクニック
磯の千鳥も 岸に鳴く
- 六、夏はうれしや 夕涼み
月の浜辺の 白砂に
皆のたのしい 盆おどり
鳥の灯台 照らします
- 七、秋はうれしや 石門の
若宮様の 秋祭り
皆はればれと 語らえば
海はさやかに 光ります
- 八、冬はうれしや 常春の
日出の里の 石門に
温日を恋して 佇めば
沖の鷗も 潮に鳴く

磯丸歌曲

作曲 鈴木典子

Vo.

Piano

Vo.

あ さく さに かり こめられて きりぎりす

Pno.

Vo.

われもな く かや おれもな くなり

Pno.

作成 伊良湖地区コミュニティ協議会

発行 田原市地域コミュニティ連合会